

Ⅲ 主 要 事 項

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号）第 3 条の規定に基づく消費税率の引上げについては、同法附則第 18 条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされており、当該引上げによるものを含め、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（以下「社会保障 4 経費」という。）の充実並びに社会保障 4 経費に係る消費税率引上げに伴う支出の増（以下「公経済負担」という。）並びに地方交付税法定率分の充実の前年度当初予算からの増加の取扱いについては、同法附則第 18 条に基づく判断を踏まえた上で、平成 27 年度における消費税増収分の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとし、同法附則第 18 条に基づく判断等を踏まえた上で、社会保障・税一体改革に伴う制度改正等を適切に反映する。同法第 3 条の規定に係る社会保障 4 経費以外に係る公経済負担の取扱いについては、同法附則第 18 条に基づく判断を踏まえて、予算編成過程で検討する。

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの拡充、母子保健医療対策の強化、ひとり親家庭支援の推進などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

1 待機児童解消などに向けた取組 6,560億円(6,580億円)

(1)待機児童解消策の推進など保育の充実(一部推進枠)

6,200億円(6,248億円)

待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の受入児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育等の充実を図る。

また、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、「保育士・保育所支援センター」の機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援等による保育士確保対策の充実を図る。

(2)放課後児童対策の充実

332億円(332億円)

小学校入学後の児童の総合的な放課後対策を講ずるため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、保育の利用者が引き続き就学後も利用できるよう、放課後児童クラブの計画的な整備等を図る。

(3)「子育て支援員(仮称)」研修制度の創設【新規】

6.5億円

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員(仮称)」として認定する仕組みを創設し、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

2 母子保健医療対策の強化

239億円(188億円)

(1)地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化(一部推進枠)

170億円(12億円)

①妊娠・出産包括支援事業の展開

退院直後の母子への心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を含め、各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うための事業について、様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行い、切れ目のない支援を実施する。

②不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる特定不妊治療に要する費用等の助成を行う。

(2)慢性的な疾病を抱える児童などへの支援【一部新規】(一部再掲)

200億円(150億円)

平成 26 年 5 月に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律」を踏まえ、平成 27 年 1 月から、慢性的な疾病を抱える児童等について、新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。

また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となって自立支援を行うための事業を行う。

さらに、小児期から成人期への円滑な医療の移行を実施するためのモデル事業を行う。

3 児童虐待・DV 対策、社会的養護の充実

1, 096億円(1, 053億円)

(1)児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実 1, 074億円(1, 032億円)

①児童虐待防止対策の推進【一部新規】

児童相談所等の専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、市町村に対する支援・連携強化を図る。また、児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者が、必要性を感じたときに、児童相談所に迅速に通告・相談ができるようにする。

②家庭的養護の推進【一部新規】

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

また、里親登録されているが、児童を委託されていない里親（未委託里親）に対して、委託に向けたトレーニングを実施する事業を創設し、里親委託の推進を図る。

③被虐待児童などへの支援の充実【一部新規】

児童養護施設等退所後の社会的自立につなげるため、児童養護施設入所児童等に対する学習支援や退所児童等のアフターケアの充実を図るとともに、児童家庭支援センターの箇所数の増を図る。

(2) 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進(一部再掲)

73億円(59億円)

配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1,987億円(1,963億円)

(1) ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化【一部新規】

83億円(92億円)

ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの貧困対策にも資するものとして、就業支援、子育て・生活支援、養育費確保支援などを総合的に推進する。

特に、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を充実するとともに、ひとり親の就業機会や転職機会を広げるために、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施や在宅就業推進事業の充実を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援

1,777億円(1,787億円)

ひとり親家庭の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や技能習得等に必要な資金など母子父子寡婦福祉資金の貸付けによる経済的支援を行う。

(3) 女性のライフステージに対応した活躍支援(後掲・30ページ参照)

127億円(85億円)

5 児童手当制度

1兆4,177億円(1兆4,178億円)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

6 仕事と育児の両立支援策の推進

225億円(172億円)

(1) 女性のライフステージに対応した活躍支援(後掲・30ページ参照)

127億円(85億円)

(2) 仕事と子育ての両立支援(後掲・30ページ参照)

97億円(87億円)

第2 女性・若者・高齢者等の人材力の強化

全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、円滑な転職の支援、女性・若者・高齢者・障害者等の活躍推進、労働市場インフラの戦略的強化、外国人材の活用などにより人材力の強化を図る。

1 女性の活躍推進

246億円(180億円)

(1) 女性の活躍推進のための積極的取組の推進【一部新規】(一部推進枠)

15億円(8.4億円)

「202030」(指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%とする)の達成に向け、地域における企業現場の取組を強力に支援・推進する枠組みを構築する。

また、女性の登用状況等に関する企業情報の総合データベース化を図り、女性の活躍推進に積極的な企業に対する求職が増えるよう環境整備を図る。

企業における女性活躍推進の取組を後押しするためのインセンティブとして、①女性活躍の現状に関する実態把握・情報開示を行うとともに、②課題抽出と原因分析を行った上で課題達成に向けた目標を定め、行動計画の策定・公表を行い、取組を実施した民間事業主に助成金を支給する。

(2) 女性のライフステージに対応した活躍支援【一部新規】 127億円(85億円)

子育て等により離職した女性の再就職を支援するため、託児付き再就職支援セミナーを拡充するとともに、マザーズハローワーク事業について、出張相談の充実や出張セミナーの実施、求職者等に対する情報発信機能の強化などの充実を図る。

また、実習と講義を組み合わせた訓練コースや、育児との両立に配慮した短時間訓練コースを実施するほか、ものづくり分野における女性の就業を促進するため、女性向け訓練コースの開発等を行う。

さらに、キャリア形成促進助成金及びキャリアアップ助成金によって、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練を実施する事業主等への助成を行う。

(3) 仕事と子育ての両立支援【一部新規】

97億円(87億円)

労働者の円滑な育休取得・職場復帰を図るため、育休復帰支援プランの策定支援、期間雇用者の育児休業取得を促進するため、中小企業団体等で活動する育休復帰プランナーの養成を目的とした研修内容の充実、育児休業中の代替要員の確保を行う事業主のコスト負担の軽減等を目的とした両立支援等助成金の拡充などにより労働者の円滑な育休取得・職場復帰を図る。

また、男性の育児参加を促進するため、「イクボスアワード」の実施等イクメンプロジェクトを推進する。

さらに、育児休業の取得促進を図るため、事業主が、育児休業を取得した労働者に対し、育児休業給付金（67%）に上乘せする経済的支援を行った場合、一部助成を行う。

(4)「子育て支援員(仮称)」研修制度の創設【新規】（再掲・26ページ参照）

6.5億円

2 若者の活躍推進・正社員雇用の拡大

716億円(528億円)

(1)若者の活躍推進

353億円(230億円)

①総合的かつ体系的な若者雇用対策の充実に向けた法的整備【新規】 19百万円

若者が将来の産業及び社会を担う者としてその能力を有効に発揮できるよう、社会全体が責任をもって若者雇用対策に取り組む体制について法的整備を行い、着実に実施する。

②新卒者等の職業意識の醸成・就職支援の強化【一部新規】 109億円(99億円)

「若者応援企業宣言」事業の更なる普及・活用促進を図るため、若者の採用・育成に取り組み、一定の要件を満たした若者応援企業を「若者育成認定企業（仮称）」として認定し、重点的なマッチングや助成措置等を講ずるとともに、新卒応援ハローワーク等における新卒者等に対する就職支援の強化を図る。

また、中退者、未就職卒業者に対して、関係機関と連携を図りつつ、就職支援情報等を確実に届ける等の支援を行う。

さらに、若者の非正規雇用割合や早期離職率が高い業種について、業界ごとの多様な若者の活用状況や雇用管理上の課題を踏まえつつ、コンサルティング等を新たに実施することにより、企業の自主的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の取組を推進する。

③フリーター・ニート等の安定雇用への支援・職業的自立への支援(一部推進枠)

95億円(43億円)

フリーター等の現状について、学校段階から若者に周知し、若者の安定就労への意識喚起を図るとともに、わかものハローワークにおけるキャリア・コンサルティング機能を強化する。

また、「地域若者サポートステーション」（サポステ）について、ニート支援の拠点としてハローワークとの連携や職場体験の充実に図るとともに、サポステの支援を受けて就職した者に対する職場定着支援を全国展開する等、より効率的・効果的に事業を実施できるよう抜本的な強化を図る。

④若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実強化 18億円(18億円)

夜間・休日に労働基準法等に関して無料で電話相談を受け付ける、常設の労働条件相談ダイヤルの設置等により相談体制を強化する。

また、厚生労働省ホームページにおける労働基準法等の基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトの設置や大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、労働関係法令等の情報発信を行う。

⑤将来を担う人材育成支援【一部新規】 142億円(71億円)

フリーター等も含め若者へのものづくりの魅力発信を強化（「目指せマイスター」プロジェクトの拡充）するとともに、若者を重点対象として技能検定の積極的活用促進を図る等、技能検定の活用等に向けた総合的な取組（「技能検定集中強化プロジェクト（仮称）」）を推進する。

また、若者への技能継承を行うための訓練を行う事業主等に対する助成の拡充や、ものづくり分野において事業主が地域の事業主団体等と連携して行う訓練に対する助成制度を創設する。あわせて、就職活動に必要な社会的スキルが乏しい学生等に対する職業訓練機会の拡充を図る。

(2)「正社員実現加速プロジェクト」の推進 346億円(282億円)

①総合的かつ体系的な若者雇用対策の充実に向けた法的整備【新規】(再掲・31ページ参照) 19百万円

②非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善に取り組む事業主への支援の拡充 296億円(238億円)

「勤務地・職務限定正社員」制度を新たに導入する企業に対する助成を行うほか、派遣労働者の正社員転換や非正規雇用労働者の賃金テーブルの改善を促進するためキャリアアップ助成金を拡充する。

また、学卒未就職者、フリーター、ニート等について、正社員就職の早期実現を図るため、トライアル雇用奨励金等による支援を強化する。

③非正規雇用労働者の能力開発・育成支援 49億円(44億円)

非正規雇用労働者の就業経験等に応じた公共職業訓練の実施や、成長分野で求められる人材育成を推進するとともに、非正規雇用労働者の人材育成の更なる支援のため、キャリアアップ助成金を拡充する。

(3)非正規雇用労働者の雇用の安定と処遇の改善 370億円(301億円)

①非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善に取り組む事業主への支援の拡充(再掲・32ページ参照) 296億円(238億円)

②非正規雇用労働者の能力開発・育成支援(再掲・32ページ参照) 49億円(44億円)

③労働者派遣制度の見直しの着実な実施等 15億円(9.2億円)

労働者派遣制度の見直しについて、労働政策審議会建議を踏まえ、必要な法制上の措置を講ずるとともに、その円滑かつ着実な実施に向けた対応を行う。

また、特に小規模事業所を中心として一定期間のみの不安定な雇用形態の職業紹介が多い有料職業紹介事業者が、より安定的な雇用形態の職業紹介ができるように関係団体への委託による事業運営方法の改善等を推進する。

④「多様な正社員」の普及・拡大 6.1億円(6.6億円)

いわゆる正社員のワーク・ライフ・バランスの実現や、非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、職務や勤務地等を限定した多様な正社員の普及・拡大を図る。

⑤中小企業等への無期転換ルールの普及 50百万円(24百万円)

平成25年4月に施行された改正労働契約法に基づく有期労働契約の無期労働契約への転換ルールについて、中小企業等への普及を図るため、その周知方策や事業者支援の抜本的拡充を図る。

⑥パートタイム労働者対策の推進 8.1億円(8億円)

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を推進するため、改正パートタイム労働法の周知、指導等により、改正法の着実な履行確保を図るとともに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保に向けた事業主の取組を支援し、あわせてパートタイム労働者のキャリアアップ支援等を行う。

3 高齢者・障害者等の活躍推進

399億円(383億円)

(1) 高齢者の活躍推進(「シニア活躍応援プラン(仮称)」の推進)

253億円(256億円)

①「生涯現役社会」の実現に向けた企業への支援策の充実 35億円(86億円)

65歳を過ぎても働くことができるような企業の普及促進に向けた支援を強化するとともに、業界団体における生涯現役雇用制度導入マニュアルの作成など、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る。

②高齢者の再就職支援の充実 101億円(77億円)

高齢者が年齢にかかわらず安心して再就職支援を受けることができるよう、全

国の主要なハローワークで職業生活の再設計に関する支援や就労支援チームによる就労支援を行うとともに、技能講習を実施するなど、再就職支援の充実を図る。

- ③高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大 117億円(94億円)
育児支援等の分野など現役世代の支援となるような分野を中心に、シルバー人材センターの活動範囲を拡充する。

(2) 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(案)の円滑な施行【新規】 2億円

高度専門知識等を有する者や定年後の高齢者に係る無期転換ルールの特例を定めた「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案」が成立した場合には、事業主等に対する法内容の周知や円滑な計画認定を行うための体制整備を図る。

(3) 障害者等の就労促進 144億円(127億円)

- ①障害特性に応じた就労支援の推進等 71億円(62億円)

ハローワークにおける精神障害者、発達障害者や難病患者に対するそれぞれの特性に応じた就職支援体制の充実を図るとともに、難病のある人を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する支援の拡充を図る。

また、がん患者等の長期にわたる治療が必要な疾病を抱えた求職者に対する就労支援モデル事業の拡充を図る。

- ②地域就労支援力の強化による職場定着の推進 79億円(68億円)

障害者就業・生活支援センターを増設するとともに、新たに配置する経験豊富なジョブコーチによる定着支援を強化するほか、職場適応・定着等に取り組む事業主への支援を拡充する。

- ③中小企業に重点を置いた支援策の実施 19億円(13億円)

障害者を初めて雇用する中小企業に対する支援やハローワークによる中小企業を主な対象とした就職面接会を実施することにより、効果的なマッチングを図る。

4 労働市場インフラの戦略的強化 560億円(389億円)

(1) 職業能力の「見える化」等を通じた人的資本の質の向上 96億円(26億円)

- ①業界共通の「ものさし」としての職業能力評価制度の構築等 3.1億円(1.5億円)

業界共通の「ものさし」としての職業能力評価制度を構築するため、サービス分野等を対象に業界検定のモデルの拡大を図るとともに、教育訓練と共通の目標を設

定し、一体的に開発・運用する等、業界検定の計画的な整備を推進する。

②産業界のニーズに合った職業訓練のベストミックスの推進【一部新規】(一部再掲・32ページ参照) 36億円(2.2億円)

地域の人材ニーズを踏まえ、国と県の一体的計画に基づき、公的職業訓練の枠組みでは対応できない新たな人材育成プログラムの開発・実施に係る支援を行うとともに、産学官による地域コンソーシアム(協働作業体)を構築し、就職可能性をより高める民間訓練カリキュラムを開発する事業の拡充等を行う。

③個人主導のキャリア形成の支援【一部新規】 58億円(22億円)

ジョブ・カードの抜本的な見直しを行うとともに、職業能力評価、キャリア・コンサルティング及び見直し後のジョブ・カードを活用したキャリア形成の仕組みを導入・実施した事業主等に対する助成制度の創設等を行う。

(2)労働市場全体としてのマッチング機能の強化 464億円(363億円)

①失業なき労働移動の実現 395億円(330億円)

労働移動支援助成金の拡充や産業雇用安定センターの機能強化により、離職を余儀なくされた労働者の早期再就職を促進する。

②民間人材ビジネスの適切な評価と積極的な活用 28億円(6.4億円)

優良な職業紹介事業者や労働者派遣事業者の認定を推進することにより、健全な事業者の育成を推進する。

また、民間事業者を活用して、わかものハローワークにおけるキャリア・コンサルティング機能及び訓練受講を希望する者に対する訓練前のキャリア・コンサルティング機能を強化する。

③労働市場全体としてのマッチング機能の強化 21億円(13億円)

ハローワークの保有する求職情報を、民間職業紹介事業者や地方自治体に対して提供するための仕組みの構築など、必要な措置を講ずる。

④労働者派遣制度の見直しの着実な実施等(再掲・33ページ参照) 15億円(9.2億円)

⑤雇用労働相談センターの設置 5億円(5億円)

国家戦略特別区域内に設置する雇用労働相談センターについて、新規開業直後の企業、グローバル企業等に対する相談等の援助を的確に実施することにより、個別労働紛争の未然防止を図る。

5 外国人材の活用・国際協力

38億円(20億円)

(1)外国人材の活用

20億円(20億円)

地元企業への就職支援と広域的な就職支援の両面から、留学生に対する就職支援体制の強化を図るとともに、在留資格上我が国での活動に制限のない定住外国人に対する成長産業や人手不足産業とのマッチングの促進を図る。

(2)技能実習制度の抜本的な見直し【新規】

18億円

技能移転を通じた国際貢献という制度趣旨を徹底するため、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置など制度の適正化を図るとともに、対象職種の拡大などの見直しを行う。

6 重層的なセーフティネットの構築

1,704億円(1,734億円)

(1)雇用保険制度、求職者支援制度によるセーフティネットの確保

1,632億円(1,659億円)

国庫負担金の本則（雇用保険制度 1/4、求職者支援制度 1/2）復帰については、雇用保険法附則の規定に基づき検討する。

※雇用保険制度の失業等給付費として1兆8,215億円（1兆7,562億円）を計上。

※求職者支援制度の職業訓練受講給付金等として420億円（450億円）を計上。

(2)生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進など

72億円(75億円)

①生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進等

66億円(72億円)

生活保護受給者等の生活困窮者の就労による自立を促進するため、地方自治体等に設置するハローワークの常設窓口を増設（150箇所→180箇所）するなど、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を推進する。

②刑務所出所者などに対する就労支援の充実（一部推進枠）

6.3億円(2.6億円)

再犯防止対策の観点からも重要な刑務所出所者等の就労支援について、ハローワークと刑務所・保護観察所等が連携して実施する「刑務所出所者等就労支援事業」の拡充を行う。

第3 安心で質の高い医療・介護サービスの提供

「健康・医療戦略」や「日本再興戦略」改訂 2014」等を踏まえ、安心で質の高い医療・介護サービスの提供体制の確保や予防・健康管理の推進などにより、国民の健康寿命の延伸を目指す。

また、医療分野の研究開発を促進することなどにより革新的な医療技術の実用化を推進し、あわせて医療関連産業の国際競争力を向上させる。

1 医療・介護連携の推進 2兆8,419億円(2兆7,025億円)

(1) 地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革

地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を支援するため、都道府県に設置される医療介護総合確保推進法に基づく基金（地域医療介護総合確保基金）の財源を確保する。

(参考)【26年度から実施されている事業】

① 病床の機能分化・連携

ICT を活用した地域医療ネットワーク基盤の整備や、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備等の医療提供体制の改革に向けた施設及び設備等の整備への財政支援を行う。

② 在宅医療(歯科・薬局を含む)の推進

在宅医療の実施に係る支援体制の整備や、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成に資する事業等への財政支援を行う。

③ 医療従事者等の確保・養成

ア 医師確保対策として、都道府県における医師確保のための相談・支援機能（地域枠に係る修学資金の貸与事業を含む）の強化や、地域医療に必要な人材の確保等の事業、産科等の不足している診療科の医師確保事業、女性医療従事者の復職支援等への財政支援を行う。

イ 看護職員等確保対策として、新人看護職員等への研修や、看護師等の離職防止・定着促進等に係る事業、看護師等養成所の運営等への財政支援を行う。

ウ 医療従事者の勤務環境改善対策として、都道府県における医療従事者の勤務環境改善の支援体制の整備や、院内保育所の運営等への財政支援を行う。

(2) 地域包括ケアの着実な推進 2兆8,415億円(2兆7,025億円)

- ①介護保険制度による介護サービスの確保(後掲・47ページ参照)
2兆8,260億円(2兆6,899億円)
- ②認知症を有する人の暮らしを守るための施策の推進(後掲・48ページ参照)
30億円(29億円)
- ③地域での介護基盤の推進【一部新規】(一部推進枠)(後掲・49ページ参照)
63億円(34億円)
- ④介護・医療関連情報の「見える化」の推進(後掲・49ページ参照) 4億円(4億円)
- ⑤低所得の高齢者等の住まい・生活支援の推進(後掲・49ページ参照)
1.5億円(1.2億円)
- ⑥適切な介護サービス提供に向けた取組の支援【一部新規】(後掲・49ページ参照)
74億円(74億円)

(3) 地域における医療・介護の連携強化の調査研究【新規】(推進枠) 4.2億円

急性期から在宅までの医療・介護サービスを一連のものとして分析できるようにするため、KDB(国保データベースシステム)を活用したモデル分析を実施するとともに、患者等を対象とした調査等を実施し、現行の課題について整理・分析する。

また、医療・介護の連携したサービス提供に関する先進事例を大都市部や過疎地の状況に応じて横展開するために先進モデルを作成する。

2 医療提供体制の機能強化

654億円(389億円)

(1) 地域医療確保対策 57億円及び医療提供体制推進事業費補助金99億円の内数
(39億円及び医療提供体制推進事業費補助金151億円の内数)

- ①地域医療構想作成のための研修の実施【新規】 19百万円
都道府県が実効性のある地域医療構想(ビジョン)を作成できるように、県庁において全体を統括する者等を対象とした研修を実施する。
- ②女性医師が働きやすい環境の整備【新規】(推進枠) 1.2億円
女性医師がキャリアと家庭を両立できるように、女性医師支援の先駆的な取組を行う医療機関を「女性医師キャリア支援モデル推進医療機関」に位置づけ、「効果的支

援策モデル」の普及啓発活動を行うなど、女性医師が働きやすい環境を整備する。

- ③**専門医に関する新たな仕組みの構築に向けた支援(推進枠)** 3.7億円(3.4億円)
医師の質の一層の向上を図ることなどを目的とする専門医に関する新たな仕組みが円滑に構築されるよう、総合診療専門医や小児科、救急等の専門医で地域医療に配慮した養成プログラムの作成支援等を行う。

- ④**歯科保健医療対策の推進** 2.8億円
(1.1億円及び医療提供体制推進事業費補助金151億円の内数)
生涯を通じて国民が健康で質の高い生活を営むために、各地域における歯科保健医療対策に関する取組が一層推進されるよう、8020運動及び口腔保健の推進に係る事業を支援する。

- ⑤**特定行為に係る看護師の研修制度の実施に向けた取組【一部新規】(一部推進枠)** 6.4億円(39百万円)
特定行為に係る看護師の研修制度の実施に向け、指定研修機関の確保、指定研修修了者の計画的な養成、指導者育成に対する支援等を行う。

- ⑥**医療事故調査制度の実施【新規】(推進枠)** 11億円
医療事故調査結果を収集・分析し、再発防止のための普及啓発等を行うことにより医療の安全の確保に資する民間の第三者機関(医療事故調査・支援センター)の運営等に必要な経費を支援する。

- ⑦**死因究明の推進【一部新規】** 1.7億円(1.5億円)
死因究明等推進計画(平成26年6月13日閣議決定)に基づき、検案する医師の資質向上や死亡時画像診断の活用を含めた死因究明の充実を図る。

(2) **救急・周産期医療などの体制整備** 321億円及び医療提供体制推進事業費補助金99億円の内数
(50億円、医療提供体制推進事業費補助金151億円の内数及び医療提供体制施設整備交付金30億円の内数)

- ①**救急医療体制の整備【一部新規】** 8.1億円及び医療提供体制推進事業費補助金99億円の内数
(8.5億円及び医療提供体制推進事業費補助金151億円の内数)
救急医療体制の整備を図るため、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターなどへ財政支援を行う。

- ②**ドクターヘリの導入促進(一部推進枠)** 52億円
(7百万円及び医療提供体制推進事業費補助金151億円の内数)
地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を拡充する。

③災害医療体制の充実【一部新規】(一部推進枠) 223億円

(2. 2億円、医療提供体制推進事業費補助金151億円の内数及び医療提供体制施設整備交付金30億円の内数)

ア 災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣調整等を行う DMAT 事務局の強化、DMAT に関する研修の実施、第2次救急医療機関等が参加する災害対応訓練の開催や地域の対応体制の検証を支援することにより災害医療体制の充実を図る。

イ 東日本大震災や今後、発生が想定される南海トラフ地震等を踏まえ、未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の耐震整備等を行う。

ウ 入院患者が安心して医療を受けることができるよう、有床診療所や中小病院に対する火災発生時に初期消火を行うスプリンクラー等の整備を、高いニーズを踏まえて支援する。

エ 国立病院機構において、災害時の医療を確実に実施するため、初動医療班の派遣体制の整備等を行い、災害医療体制の強化・充実を図る。

**④周産期医療体制の整備 75百万円及び医療提供体制推進事業費補助金99億円の内数
(75百万円及び医療提供体制推進事業費補助金151億円の内数)**

地域で安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターの新生児集中治療管理室 (NICU)、母体・胎児集中治療室 (MFICU) 等へ必要な支援を行う。

⑤へき地保健医療対策の推進 38億円(38億円)

へき地・離島での医療提供体制の確保を図るため、総合的な企画・調整を行うへき地医療支援機構の運営や、へき地診療所への代診医の派遣、無医地区等で巡回診療を行うへき地医療拠点病院の運営等について必要な支援を行う。

(3)医療のICT化 49億円

①医療分野におけるICT化の推進及び基盤整備 45億円

ア ICT地域医療連携による患者予後の影響調査事業【新規】(推進枠) 2.2億円

ICTを導入する病院等において、患者予後への影響を調査し、その有用性を明らかにすることにより、医療分野におけるICT化の更なる推進を図る。

**イ 国立病院機構における電子カルテデータ標準化等のためのIT基盤構築事業【新規】
(推進枠) 22億円**

ICTを活用した地域医療連携の更なる推進を図るため、国立病院機構において、電子カルテ情報の標準化等を行う。

ウ 共同受付センター(仮称)の設置【新規】(推進枠) 21億円

現在、審査支払機関で受け付けている電子レセプトについて、受付を一箇所に集約するとともに、保険者が審査支払機関(※)との契約を乗り換える場合にスムーズに変更できるよう、競争環境を整備するためのシステムを構築する。また、保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みを導入する場合のシステム改修に係る仕様についてもあわせて検討する。

※審査支払機関：社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会。

②医療情報の共有・連携の推進 4.2億円

ア 臨床効果データベース整備事業【新規】(推進枠) 2.2億円

日々の診療行為及びアウトカムデータ(診療行為の効果)を一元的に蓄積・分析・活用するための情報基盤を整備する関係学会等の取組を支援する。

イ 救急医療の質向上のためのデータ収集・解析【新規】(推進枠) 2.1億円

救命救急センター等への救急患者の搬送情報や搬送先医療機関内での治療情報を収集・解析し、適切な搬送治療体制の構築に活用する。

3 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保

11兆1,352億円(10兆8,373億円)

各医療保険制度などに関する医療費国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

なお、プログラム法等を踏まえた次期医療保険制度改革に係る経費については、予算編成過程で検討する。

4 革新的医薬品・医療機器の創出、世界最先端の医療の実現など

1,259億円(1,063億円)

(1)医療分野の研究開発の促進等(一部推進枠) 566億円(476億円)

世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発について、基礎から実用化まで一貫して推進し、その成果を円滑に実用化する。

- ①**医薬品創出(オールジャパンでの医薬品創出)** **91億円(67億円)**
創薬支援ネットワークを活用した創薬支援の効率化に取り組むほか、官民共同による医薬品開発促進プログラム等を推進し、医薬品開発のボトルネックの解消を図る。
また、特に患者数が少ないウルトラオーファンドラッグ等に関する研究を重点的に支援する。
- ②**医療機器開発(オールジャパンでの医療機器開発)** **33億円(22億円)**
医療現場が医療機器メーカーと協力して臨床研究及び治験を実施する仕組みを整備し、ニーズとシーズの適切なマッチングを図る。また、日本発の革新的な医療機器の開発を推進する。
- ③**革新的な医療技術創出拠点(革新的医療技術創出拠点プロジェクト)** **17億円(17億円)**
早期・探索的臨床試験拠点や臨床研究中核病院における国際水準の質の高い臨床研究や治験を進めるとともに、臨床研究等に必要の人材育成及び教育の強化を進める。
- ④**再生医療(再生医療の実現化ハイウェイ構想)** **30億円(30億円)**
臨床段階へと移行した研究課題について、切れ目なく支援を行うほか、iPS細胞の分化傾向の評価手法を開発し、iPS細胞を用いた再生医療等製品の開発を促進する。
- ⑤**オーダーメイド・ゲノム医療(疾病克服に向けたゲノム医療実現化プロジェクト)** **3億円**
ゲノム医療実現に不可避な倫理的・法的・社会的課題を含む具体的課題の解決に向けた研究を推進する。
- ⑥**がん(ジャパン・キャンサーリサーチ・プロジェクト)** **101億円(87億円)**
基礎研究の有望な成果を厳選し、実用化に向けた医薬品、医療機器を開発する研究を推進し、臨床研究及び治験へ導出する。また、臨床研究及び治験で得られた臨床データ等を基礎研究等に還元し、医薬品、医療機器の開発をはじめとするがん医療の実用化を「がん研究10か年戦略」に基づいて加速する。
- ⑦**精神・神経疾患(脳とこころの健康大国実現プロジェクト)** **10億円(9億円)**
認知症の克服に向けて、病態の解明、予防法・革新的な診断技術・有効な治療法の開発・確立を目指す。また、精神疾患についても脳画像研究、バイオマーカー開発等を推進し、診断・治療のさらなる質の向上と標準化を目指す。

⑧新興・再興感染症(新興・再興感染症制御プロジェクト) **26億円(18億円)**
インフルエンザ、結核、動物由来感染症、薬剤耐性菌、HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)など、国内外の様々な病原体に関する疫学的調査及び基盤的研究並びに予防接種の有効性及び安全性の向上に資する研究を実施し、感染症対策並びに診断薬、治療薬及びワクチン開発を一体的に推進する。

⑨難病(難病克服プロジェクト) **86億円(83億円)**
希少・難治性疾患(難病)の克服を目指し、疾患の病因や病態解明、医薬品・医療機器等の実用化を視野に入れた画期的な診断法や治療法及び予防法の開発を目指す研究を推進する。また、疾患特異的 iPS 細胞を用いて疾患の発症機構の解明、創薬研究や予防・治療法の開発等を推進する。

⑩厚生労働科学に係る医療分野の研究開発(①～⑨以外) **97億円(82億円)**
国民の健康に大きく影響する糖尿病等の生活習慣病、脳卒中を含む循環器疾患、次世代を担う小児・周産期の疾患、不妊症、新規患者数が増加している HIV 感染/エイズ、国内最大の感染症である肝炎、長期にわたり生活の質(QOL)を低下させる免疫・アレルギー疾患、慢性の痛みを呈する疾患、高齢者及び障害者(障害児を含む)における身体機能の低下や喪失、女性に特有の健康課題、生活習慣病との関連の可能性が高い口腔の疾患等などの多岐にわたる疾患に対し、国際的視点も踏まえ、新たな予防・診断・治療方法及び医薬品・医療機器等の開発を推進する。また、統合医療について、安全性・有効性に関する知見を収集し、その評価手法を確立するための研究等を推進する。

(2)臨床研究体制の強化・再生医療の実用化の促進 **55億円(42億円)**

①革新的な医薬品等の実用化に向けた研究の推進等 **39億円(40億円)**
革新的な医薬品等を実用化するための研究を推進するとともに、他の医療機関に対する研究支援体制を整備し、医薬品等の実用化に繋がるシーズ数の増加や実用化までのスピードアップを図るため、引き続き臨床研究体制の強化を行う。

②質の高い臨床研究の推進等【一部新規】(一部推進枠) **12億円(9百万円)**
日本の豊富な基礎研究の成果から革新的な医薬品・医療機器を創出するため、医療法に基づく臨床研究中核病院における臨床研究の安全性の確保を図るとともに、他施設に対する支援体制を構築する。

また、臨床研究の質を確保するため、モニタリング・統計解析やその教育等に必要経費を支援するとともに、民間事業者が行う一定の基準による上級者臨床研究コーディネーター認定の支援により臨床研究体制の強化を図る。

さらに、質の高い臨床研究を実施できる人材を育成するため、医師、臨床研究コーディネーターやデータマネージャー等の研修を実施する。

③再生医療の実用化を促進するための研究拠点整備【新規】(推進枠) 2.9億円

再生医療の実用化を促進するため、再生医療の提供機関間の連携を図り、研究成果を集約する拠点として、「再生医療実用化研究実施拠点」を整備する。

④再生医療の安全性確保等に向けた取組 1.7億円(1.5億円)

再生医療等安全性確保法に基づき、再生医療等の安全性を十分に確保しつつ実用化を促進するため、再生医療等提供計画の審査や細胞培養加工施設の調査に必要な体制等を整備する。

(3)厚生労働行政施策の推進に資する研究の促進(一部推進枠)

93億円(74億円)

厚生労働行政の各分野の適切な施策立案のための科学的知見の収集・確立に関する研究を推進するとともに、国際協力のための事業と密接な関係のある地球規模の保健課題、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築に取り組む。

食品の安全確保、労働者の安全と健康の確保、化学物質による健康被害対策、さらには地域における健康危機管理、テロ対策、水の安全確保、生活環境における安全対策等の国民の安全確保に必要な研究を推進する。

(4)研究機関における研究開発の促進

499億円(455億円)

①国立高度専門医療研究センターにおける治験・臨床研究の推進等【新規】(推進枠)

66億円

医療分野の研究開発成果の実用化に向けて、国立高度専門医療研究センターを疾患群ごとの症例を集積した治験・臨床研究ネットワークの拠点に位置づけ、企業等のニーズを積極的に把握し、一元的に治験・臨床研究を管理することで企業等の負担を軽減し、治験・臨床研究を推進する仕組み等を構築する。

②(独)医薬基盤・健康・栄養研究所の創設等【一部新規】(一部推進枠)

223億円(201億円)

医薬品及び医療機器等の開発に資することとなる共通的な研究を通じて、医薬品等技術の向上のための基盤の整備を図るとともに、国民の健康・栄養に関する調査・研究を通じて国民保健の向上に資することを目的とした(独)医薬基盤・健康・栄養研究所を創設する等により研究機関の研究開発を促進する。

(5)革新的医薬品・医療機器の実用化支援等

11億円(3.5億円)

①革新的な製品の実用化を促進するための審査・安全対策の充実・強化【一部新規】

9.2億円(3.5億円)

ア 審査基準の明確化(推進枠)

1.5億円(91百万円)

薬事戦略相談を充実するとともに、希少疾病用医薬品等の開発・審査の迅速化や高度化を図るためのデータベースを整備する。

イ 医療機器・再生医療等製品の特性を踏まえた制度の構築【一部新規】(推進枠)

76百万円(27百万円)

中小企業やベンチャー企業が革新的な医療機器や再生医療等製品を開発する場合の(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)への相談手数料及び申請手数料を減免する。

また、薬事法改正に伴い、薬事申請や治験計画作成に関する研修を行うことで申請資料作成の迅速化・質の向上を図るとともに、「軽微変更届出」の届出件数の増加が見込まれることから、当該届出の確認業務等に必要な人員を助成する。

ウ 安全対策の強化【一部新規】(推進枠)

6.9億円(2.4億円)

市販後安全対策の充実を図るため、電子カルテ等の大規模医療情報の蓄積・分析を行う医療情報データベースシステムの試行運用、データの整理及び利活用の高度化を推進するとともに、医療機器の不具合用語標準化システムの改修や再生医療等製品等の患者登録システムの構築等を行う。

※革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の実用化を促進するため、市販後の品質確保や安全対策に留意しつつ、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」の実現に向け、審査基準の明確化などの上記各事業の実施に必要な(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)の体制を強化する。

②医療機器の安全対策の推進【新規】

10百万円

平成26年11月に施行が予定されている改正薬事法によりQMS(※)調査機関が(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)及び認証機関に集約されるが、製造販売業の許認可権者としての都道府県による迅速かつ適切な監視指導は引き続き重要であることを踏まえ、都道府県のQMS査察体制の維持・向上を図る。

※ QMS (Quality Management System) : 製造管理及び品質管理に関して組織を管理するためのマネジメントシステム。

③がん臨床研究の推進【新規】(推進枠)

2億円

手術療法、放射線療法、薬物療法等の最適な組合せ(集学的治療)による標準治療の開発に向けて、基幹的な機能を有するがん診療連携拠点病院に対し、臨床研究コーディネーターを配置し、国際基準に対応した質の高い多施設共同臨床研究の実施基盤を強化する。

(6)医療関連産業の活性化等 **109億円(72億円)**

①新たな医薬品・医療機器の開発の促進 **92億円(68億円)**

- ア 医薬品創出(オールジャパンでの医薬品創出)(再掲・42ページ参照)**
91億円(67億円)

イ 世界に通じる国産医療機器創出のための支援体制の整備【一部新規】(推進枠)
88百万円(64百万円)

医療機器の研究開発の経験が豊富な医療機関で、医療機器を開発する企業の人材を受け入れ、市場性を見据えた製品設計の方法に関する研修等を実施することにより、開発人材の育成や国内外の医療ニーズを満たす開発を推進する。

また、医薬品・医療機器産業の振興に資する諸外国の各種施策の効果・背景等を把握し、日本への適用を検討するための調査を行う。

ウ 医薬品・医療機器の実用化に向けた取組の推進【新規】(推進枠) **9百万円**

保険適用希望書提出の窓口となる職員を地方に定期的に派遣し、医薬品・医療機器開発企業や研究機関を対象として保険適用に関する相談会を現地で開催する。

②医療の国際展開 **17億円(4.2億円)**

ア 医療の国際展開の推進【一部新規】(推進枠) **14億円(1億円)**

医療・保健分野における協力覚書を結んだ9箇国を中心として、医師・看護師等の人材育成や公的医療保険制度整備の支援を行うため、我が国の医療政策等に見識を有する者や医師等医療従事者の諸外国への派遣、または諸外国からの研修生の受入れを国立国際医療研究センターを拠点として実施する。

また、日本で承認された医薬品・医療機器の諸外国での許認可を迅速化・簡素化するため、海外展開している日系企業及び当該国での課題等の把握並びに保健省等との協議・交渉を行う。

イ 外国人患者の受入れ体制の充実(推進枠) **2.1億円(1.6億円)**

外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等が配置されたモデル拠点の整備、外国人患者受入れ医療機関認証制度の周知を図るなど、外国人患者受入体制の充実を図る。

ウ 国際機関を通じた医療関連産業等の海外進出(推進枠)(一部後掲・80ページ参照)
1億円(1.6億円)

国際機関を通じて、新興国・途上国が最低限備えるべき医療機器リストの策定等を支援し、海外の公衆衛生の向上等の国際貢献を図るとともに、日系企業の海外

進出を支援する。

(7)最先端医療技術の迅速・適切な評価の推進【一部新規】(推進枠)

3億円(1.1億円)

患者申出療養（仮称）の創設等、保険外併用療養における新たな展開に対応するため、患者のニーズや海外での評価状況に関する調査等を行う。

さらに、医療保険制度への医療技術の費用対効果評価の試行的導入に向けた指標開発等に関する調査等を行う。

(8)後発医薬品の使用促進【一部新規】(一部後掲・51ページ参照)

5.8億円(5.6億円)

患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実や普及啓発等による環境整備に関する事業、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」のモニタリング等を引き続き実施する。

また、医療関係者が後発医薬品を選定する際に必要な後発医薬品メーカーの安定供給体制や情報提供体制等に関する情報を収集する業務について支援する仕組みを構築する。

5 安心で質の高い介護サービスの確保

2兆8,488億円(2兆7,100億円)

(1)介護保険制度による介護サービスの確保

2兆8,260億円(2兆6,899億円)

①介護保険制度による介護サービスの確保 2兆8,260億円(2兆6,899億円)

地域包括ケアシステムの実現に向け、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅サービス、施設サービス等の増加に必要な経費を確保する。

また、介護職員の処遇改善を含め、介護報酬改定については、予算編成過程で検討する。

②生活支援サービスの基盤整備 5億円(5億円)

生活支援サービスの充実に向けて、今年度から介護保険制度の地域支援事業に位置づけた「生活支援コーディネーター」（ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘などの地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う者）の配置について、着実に取組を進める。

(2) 認知症を有する人の暮らしを守るための施策の推進 30億円(29億円)

今後、高齢者の増加に伴い認知症の人は更に増加することが見込まれていることから、「認知症施策推進5か年計画（平成25年度～29年度）」の着実な実施を図り、全国の自治体で、認知症の人とその家族が安心して暮らしていける支援体制を計画的に整備するため、次の取組を推進する。

※市民後見人の養成とその活動への支援及び認知症ケアに携わる人材育成のための研修については、計数に含まれていない。

①認知症に係る地域支援事業の充実 17億円(17億円)

以下の事業について、介護保険制度の地域支援事業に位置づけて安定的な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

ア 認知症初期集中支援チームの設置 4.1億円(4.1億円)

「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に設置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。

イ 認知症地域支援推進員の配置 10億円(10億円)

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を市町村ごとに配置し、地域の実情に応じて、認知症疾患医療センター等の医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関の間の連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

ウ 認知症ケア向上推進事業の実施 2.2億円(2.2億円)

認知症ケアの向上を図るため、一般病院・介護保険施設などでの認知症対応力の向上、認知症ケアに携わる多職種の協働研修、認知症高齢者グループホームなどでの在宅生活継続のための相談・支援を行うとともに、家族教室や認知症カフェ等による認知症の人とその家族への支援等の取組を推進する。

②認知症施策の総合的な取組 13億円(12億円)

ア 認知症疾患医療センターの整備の促進 6.6億円(5.5億円)

認知症の人とその家族に対する早期診断や早期対応を行うため、認知症の専門医療機関である認知症疾患医療センターの整備の促進を図る(300箇所→366箇所)。

イ 若年性認知症施策等 6.8億円(6.8億円)

若年性認知症に関する相談から医療・福祉・就労の総合的な支援を実施するための取組等を推進する。

(3) 地域での介護基盤の整備【一部新規】(一部推進枠) 63億円(34億円)

地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者が住み慣れた地域での在宅生活を継続することができるよう、地域支え合いセンター等の整備に必要な経費について支援を行う。

また、スプリンクラー設備等が未設置となっている介護施設等について、その設置を計画的に推進する。

(4) 介護・医療関連情報の「見える化」の推進 4億円(4億円)

地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を市町村等が客観的かつ容易に把握できるよう、介護・医療関連情報の共有（「見える化」）のためのシステム構築等を推進する。

(5) 低所得の高齢者等の住まい・生活支援の推進 1.5億円(1.2億円)

自立した生活を送ることが困難な低所得の高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉法人等が実施する家賃の低い空家等を活用した住まいの確保や、見守り・日常的な生活相談等の取組等に関する支援について、実施地域の拡大を図る（市町村事業分：16箇所→24箇所）。

(6) 生涯現役社会の実現に向けた環境整備 31億円(31億円)

生涯現役社会を実現し、企業退職高齢者などが地域社会の中で役割を持って生活できるよう、一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにも繋がり、介護予防や生活支援のモデルとなる有償ボランティア活動などの立ち上げや、老人クラブ活動への支援等を行う。

(7) 福祉用具・介護ロボットの実用化の支援 93百万円(83百万円)

福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するため、介護現場における機器の有効性の評価手法の確立、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施等を推進する。

(8) 介護保険制度改正に伴うシステム改修 40億円(40億円)

平成27年度介護保険制度改正及び介護報酬改定に伴い、介護給付審査支払事務を引き続き円滑に行えるよう、保険者等のシステムのプログラム修正を支援する。

(9) 適切な介護サービス提供に向けた取組の支援【一部新規】 74億円(74億円)

今般の制度改正に適切に対応するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の養成のための指導者に対し、国レベルの研修を実施するとともに、保険者職員や地域包括支援センター職員に対するケアマネジメント研修等を実施する。

また、経験豊かな主任介護支援専門員等の活用により、介護支援専門員に対する支援体制を構築し、ケアプラン点検への同行や小規模事業所に対する同行型実地研修の実施、介護支援専門員に対する相談援助を行う。

さらに、介護キャリア段位制度の普及促進及び事業の適正化を図る。

(10) 高齢化対策に関する国際貢献の推進【一部新規】（一部後掲・80ページ参照） 41百万円(29百万円)

アクティブ・エイジング（※）の推進に向け、日本の知見・経験を踏まえつつ、アジア諸国との政策対話を行う。また、高齢化政策に関して、関係国において政策協議及び具体的事例の共有の場を設け、三角協力（※）の可能性を含む具体的な国際協力の促進を図る。

※アクティブ・エイジング：人が年齢を重ねるにつれて、健康、社会参加、社会保障を最大限生かして、生活の質を高めていく取組のこと（2002年WHO「Active Ageing: A Policy Framework」より）。

※三角協力：先進国と途上国が連携して、他の途上国の開発を支援すること。

6 予防・健康管理の推進等

118億円(55億円)

(1) 予防・健康管理の推進 93億円(55億円)

① データヘルス(医療保険者等によるデータ分析に基づく保健事業)の効果的な実施の推進 19億円(7.9億円)

ア レセプト・健診情報等の分析に基づいた保健事業等の推進【一部新規】(推進枠)

17億円(6.9億円)

医療保険者等がPDCAサイクルに沿った効率的・効果的な保健事業の実施を推進するため、医療保険者等において策定した「データヘルス計画」及び計画に基づく事業の実施結果について、評価・分析等を行う。

また、データヘルス計画を策定した医療保険者等が実施している先進的な保健事業のうち、特に効果がある事業について横展開を図る。

イ 保険者協議会における保健事業の効果的な実施への支援(推進枠)

1.3億円(94百万円)

都道府県単位で医療保険者等が共通認識を持ち、健康づくりの推進等を図るため、平成27年4月から法定化される保険者協議会において、各医療保険者等におけるデータヘルス事業の底上げや、都道府県内医療費分析等の役割を推進するための支援等を行う。

②医療保険者等による健診・保健指導の推進 23億円(6.1億円)

ア 被扶養者の特定健診受診率向上への支援等【一部新規】(推進枠)

4.2億円(1.2億円)

受診率が低い被扶養者の特定健診(メタボ健診)の受診率向上を図るため、医療保険者が実施する、連続して未受診とならない取組や、オプション項目(骨密度測定等)の追加の取組、さらには被扶養者の関心を高め受診率向上につながる取組への支援等を行う。

イ 歯科口腔保健の推進【一部新規】(推進枠)

19億円(4.9億円)

歯科口腔保健の推進の観点から、医療保険者が実施する歯周疾患に着目した歯科保健指導の実施や、後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診の実施等について支援を行う。

③先進事業等の好事例の横展開等

15億円(5.7億円)

ア 糖尿病性腎症の重症化予防の取組への支援(推進枠)

5.3億円(2.2億円)

糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して、医療保険者等が医療機関と連携した保健指導を実施する好事例の横展開を進める。

イ 宿泊型新保健指導プログラム(仮称)の普及促進【新規】(推進枠)

4億円

糖尿病が疑われる者等を対象として、いわゆるメタボの改善等を図るため、健康増進施設やホテル・旅館などの宿泊施設等を活用した新たな保健指導プログラムを開発し、試行事業等を行うことにより、糖尿病等の発症予防や生活習慣病予防を支援し、健康寿命の延伸を図る。

ウ 後期高齢者医療広域連合における後発医薬品の使用促進への支援(推進枠)(一部再掲・47ページ参照)

2.4億円(2.3億円)

後期高齢者医療広域連合が実施する後発医薬品差額通知の送付等、後発医薬品の使用促進を図るための取組への支援を行う。

エ 重複・頻回受診者等に対する取組への支援(推進枠)

2.8億円(1.2億円)

レセプト等情報により選定した重複・頻回受診者等に対して、保健師等による訪問指導を実施することにより、適正受診の促進を図る。また、重複・多量投薬者等に対して、地域薬剤師会の協力を得て、薬剤師等による訪問指導及びその結果を処方医、薬局へのフィードバックを行うことにより、医薬品の適正使用の推進を図る。

④薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進【一部新規】(推進枠)

2.5億円(2.4億円)

セルフメディケーション推進のため、薬局・薬剤師を活用した健康情報の拠点(健康ナビステーション(仮称))の整備や在宅医療に関するモデル事業を実施するとともに、当該拠点の基準の作成等を行う。

⑤介護・医療関連情報の「見える化」の推進(再掲・49ページ参照)

4億円(4億円)

⑥認知症を有する人の暮らしを守るための施策の推進(再掲・48ページ参照)

30億円(29億円)

(2)医療情報の電子化・利活用の促進

25億円(50百万円)

①NDB データの活用の促進等【新規】(推進枠)

20億円

レセプト情報・特定健診等情報を収集するためのソフトウェアの改修を行い、収集した情報の質の向上を図ることにより正確な分析の実現を目指すとともに、国民健康保険団体連合会等がレセプト等データを国へ提供するためのシステムの機器の更改を行う。また、レセプトから得られる医療に関する情報について、地域別等に集計した「NDB(※)白書(仮称)」にとりまとめて公表することで、レセプトから得られる情報に対する国民の理解を深めるとともに、レセプト情報の利活用を促進する。

※ NDB : 国が保有するレセプト情報、特定健診情報及び特定保健指導情報のデータベース。

②DPC データの活用の促進等(推進枠)

4.5億円(50百万円)

DPC データ(※)の一元管理及び利活用に向けたデータベースの構築を行う。

※DPC データ : 急性期入院医療を担う医療機関から提出され、診療報酬改定に活用される臨床情報と診療行為のデータ。

③マイナンバーの活用に関する調査研究事業【新規】(推進枠)

1.1億円

医療保険分野における番号制度の利活用に向け、保険者、保険医療機関及び審査支払機関等におけるシステム改修等に係る技術的課題や費用対効果等について調査研究を行う。

第4 健康で安全な生活の確保

国民の健康寿命の延伸を目指し、難病・がん・肝炎等の各種疾病対策や予防接種の推進などの感染症対策、健康づくり・生活習慣病の予防等の健康増進対策などを推進する。

また、輸入食品などの食品の安全対策、安全で強靱な水道の構築、危険ドラッグなどの対策の強化などを推進する。

1 難病などの各種疾病対策、移植対策 389億円(800億円)

(1) 難病対策 298億円(719億円)

① 医療費助成の本格実施 176億円(608億円)

難病患者への新たな医療費助成については、平成26年5月に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく新たな制度として平成27年1月から施行されることとなっているが、平成27年夏には更に対象疾病を拡大し、本格実施を図る。

② 国民の理解の促進と社会参加のための施策の充実【一部新規】(一部推進枠)

10億円(8億円)

難病相談支援センター等を充実・強化し、難病患者が社会生活を送る上での悩みや不安を取り除く支援や、難病に関する普及啓発に取り組み、難病患者の社会参加などを推進する。

③ 難病に関する調査・研究などの推進(一部推進枠)(一部再掲・43ページ参照)

112億円(104億円)

難病研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模のデータベースにより集められた難病患者の情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、新規治療法の開発、再生医療技術を用いた研究を行う。

また、極めて患者数の少ない疾病等に対する医薬品、医療機器、再生医療等製品の開発に対する支援を実施する。

(2) 各種疾病対策 62億円(57億円)

① エイズ対策の推進(一部推進枠)(一部再掲・43ページ参照) 49億円(48億円)

HIV 検査・相談について、引き続き、夜間・休日対応など利便性に配慮した体制の整備を進めるとともに、検査の必要性が高い対象者やこれらの対象者の多い地域への重点化等を図り、効率的・効果的な施策を推進する。

②リウマチ・アレルギー対策などの推進【一部新規】(一部推進枠)(一部再掲・43ページ参照) 13億円(9.4億円)

リウマチ・アレルギー対策の推進のため、治療法開発及び医療の標準化や均てん化に資する研究を推進するとともに、患者やその家族の悩みや不安に対応するため、自治体の相談員を対象に全国ブロックごとに研修会を開催し、相談員の資質の向上を図る。

また、平成26年6月に成立した「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、アレルギー疾患対策基本方針を策定し、総合的な対策を推進する。

(3)移植対策 34億円(28億円)

①造血幹細胞移植対策の推進【一部新規】(一部推進枠) 25億円(20億円)

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が平成26年1月から完全施行されたことを踏まえ、造血幹細胞移植推進拠点病院の整備、患者・骨髄等ドナー・臍帯血さいたいけつの情報の一元的管理、治療成績等のデータ収集・分析を進める。

②臓器移植対策の普及・推進【一部新規】(一部推進枠) 7.9億円(6億円)

脳死下での臓器提供が着実かつ適切に実施されるよう、より多くの国民に臓器移植に関する正しい知識を持ってもらい、自身の意思を表示してもらえるよう普及啓発を進めるとともに、臓器提供施設の体制整備や負担軽減のための支援を行う。

2 予防接種の推進などの感染症対策 209億円(135億円)

(1)予防接種の推進【一部新規】(一部推進枠) 16億円(14億円)

予防接種後の副反応報告情報をリアルタイムに解析し、重篤な事例や異常な副反応の集積を速やかに検出する体制を整備するなど、平成26年4月に施行された「予防接種に関する基本的な計画」に基づき、より有効かつ安全な予防接種の推進を図る。

(2)新型インフルエンザ等対策の強化【一部新規】(一部推進枠) 129億円(56億円)

平成25年6月に策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンの一部の有効期限切れに伴う買い替え等を行うほか、世界における新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報収集体制の強化を図る。

(3) HTLV-1 関連疾患に関する研究の推進(再掲・43ページ参照)

10億円(10億円)

ヒトT細胞白血病ウイルス1型(HTLV-1)への感染防止及びこれにより発症する成人T細胞白血病(ATL)やHTLV-1関連脊髄症(HAM)の診断・治療法等に関する研究について、感染症・がん・難病・母子保健対策関連研究事業が連携し、総合的な推進を図る。

3 がん対策、肝炎対策、健康増進対策

453億円(399億円)

(1) がん対策

241億円(230億円)

① がん研究の推進【一部新規】(一部推進枠)(一部再掲・42, 45ページ参照)

108億円(90億円)

「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)に基づき、平成26年3月に新たに策定された「がん研究10か年戦略」を踏まえ、がんの予防、早期発見から薬剤開発、医療技術開発や実用化、標準治療開発等、がん医療の実用化のための研究、がん患者のより充実したサバイバーシップの実現等を目指した研究を強力に推進する。

また、手術療法、放射線療法、薬物療法等の最適な組合せ(集学的治療)による標準治療の開発に向けて、基幹的な機能を有するがん診療連携拠点病院に臨床研究コーディネーターを配置し、多施設共同臨床研究をより効果的に実施するための体制を整備する。

② 地域におけるがん医療の推進

35億円(49億円)

ア がん診療提供体制の充実

がん診療連携拠点病院において、ハローワークや産業保健推進センター等でがん患者の就労支援に携わる相談員と情報交換を行う場を新たに設け、がん患者が抱える就労に関する問題を汲み上げ、適切な情報提供と相談支援を行う。

また、小児がん拠点病院において、国、地方公共団体や地域の医療機関の連携のもと、小児がん患者やその家族が診断時から切れ目のない安心・納得した支援を受けられるようにするための地域ブロック協議会を開催し、小児がん医療提供体制の充実を図る。

イ がんの緩和ケア体制の整備

地域における専門的緩和ケアの基盤づくりを促進するため、「緩和ケアセンター」について、都道府県がん診療連携拠点病院への設置のみならず、地域がん診療連携拠点病院においても設置を促す。

ウ がん登録の推進

平成 25 年 12 月に成立した「がん登録推進法」を踏まえ、国内におけるがん罹患、診療、転帰等の情報を記録、保存するための全国データベースの試験運用や地方自治体・病院等の届出に必要な体制整備に加え、一般国民への普及啓発を行い、がん登録の円滑な実施を図る。

③がん検診の推進【一部新規】(一部推進枠)

31億円(26億円)

がん検診受診率 50%の目標達成に向けて、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診のクーポン券の配布や受診勧奨の実施とともに、要精密検査と判断された者を受診に結びつける取組を進め、がんの早期発見につなげる。

(2)肝炎対策

214億円(187億円)

①早期発見・早期治療を促進するための環境整備【一部新規】(一部推進枠)

166億円(140億円)

肝炎の早期発見・早期治療を促進するため、肝炎に対する正しい知識の普及啓発、肝炎ウイルス検査、肝炎患者への医療費の助成及び医療提供体制の確保等を推進する。

特に、肝炎ウイルス検査で陽性と判定されながらも医療機関未受診の者がみられることから、適切な受療につなげるための方策を進める。

ア 肝炎ウイルス陽性者のフォローアップによる重症化予防の推進 14億円(12億円)

肝炎ウイルス検査で陽性となった者に対する医療機関への受診勧奨を行うとともに、低所得者の定期検査費用に対する助成措置を拡充することにより、肝炎患者を早期治療に結びつけ、重症化の予防を図る。

イ ウイルス性肝炎に係る医療の円滑化の推進【一部新規】(一部推進枠)

122億円(99億円)

B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減することにより、適切な医療の確保及び受療促進を図る。

さらに経口抗ウイルス薬を医療費助成の対象に追加し、高齢や合併症等の理由によりインターフェロン治療を見合わせてきた患者や一部の肝硬変患者の受療機会を確保する。

ウ 肝疾患診療連携拠点病院による相談支援の強化

6.3億円(6.2億円)

肝疾患診療連携拠点病院に設置された肝疾患相談センターにおいて肝炎患者からの治療等に関する相談に対応するとともに、保健師・栄養士の配置や、家族支援講座の開催等により、肝炎患者への相談支援を強化する。

②肝炎治療研究などの強化【一部新規】(一部推進枠)(一部再掲・43ページ参照)

48億円(46億円)

平成24年度を初年度として策定された「肝炎研究10カ年戦略」に基づき、肝炎・肝硬変の病態解明と新規治療法の開発を目指した研究、B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発を目指した創薬研究及び肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる疫学・行政的研究を推進する。

(3)健康増進対策

48億円(31億円)

①健康づくり・生活習慣病対策の推進【一部新規】(一部推進枠)(一部再掲・51ページ参照)

22億円(17億円)

「健康日本21(第二次)」を踏まえ、国民一人ひとりが日々の生活の中で健康づくりに向けた自発的な行動変容を起こしていけるよう、企業・民間団体・自治体の連携により、女性の健康づくりや脳卒中の予防を含めた地域での健康づくり・生活習慣病予防を着実に実施し、健康づくりの国民運動を推進する。

②生活習慣病予防に関する研究などの推進(一部推進枠)(一部再掲・43ページ参照)

26億円(14億円)

生活習慣病の予防から診断、治療に至るまでの研究を体系的に実施する中で、糖尿病等の合併症に特化した予防、診断、治療に関する研究を重点的に推進し、今後の対策の推進に必要なエビデンスを収集する。

4 健康危機管理対策の推進

9.6億円(5.9億円)

(1)健康安全・危機管理対策総合研究の推進(一部推進枠)(一部再掲・44ページ)

5.7億円(4億円)

感染症やテロリズム等の健康危機の発生に備えた初動体制の確保、危機情報の共有や活用、地域での健康危機管理体制の基盤強化等に資する健康安全・危機管理対策に関する総合的な研究を推進する。

(2)健康危機管理体制の整備【一部新規】(一部推進枠) 3.8億円(1.3億円)

非常時に健康危機管理体制が十分に機能するよう、平時から、各種訓練の実施、地域での連携体制の構築等を行うとともに、地域での健康危機事例に的確に対応するため、専門家の養成等を行う。

また、化学災害・テロに対応するために必要となる医薬品については、流通備蓄による確保が困難であることなどから、国においてこれを備蓄する。

(3) 国際健康危機管理対策の推進

3百万円(56百万円)

国外での未知の感染症が疑われる事例の調査について、WHO 等が編成する疫学調査チームに国立感染症研究所が参加し、国際的な感染症の情報収集、分析、情報の還元等を行う。

5 食の安全・安心の確保など

116億円(113億円)

(1) 科学技術の進歩を踏まえた、合理的・科学的な基準策定の推進

10億円(9.3億円)

① 食品添加物・残留農薬等の基準策定の推進(一部新規)

8.6億円(7.7億円)

残留農薬の基準設定については、国際的にも急性毒性の指標として用いられる急性参照用量 (ARFD) を導入し、各農薬について ARFD を考慮した残留基準の見直しを計画的に進める。

また、食品の摂取量データベースの拡充等による暴露評価の更なる精密化の検討を進める。

さらに、日本国内において、食品への使用が認められていない食品添加物について、最新の科学的知見を踏まえた、迅速な指定に向けた取組を更に強化するとともに、食品添加物のうちの香料についても安全性評価を進める。

② 食品用容器包装などの安全確保対策の推進

79百万円(80百万円)

食品用容器包装などに用いられる化学物質の規制について、容器包装から食品への溶出試験の実施等により具体的なデータの蓄積を行い、欧米等で導入されているポジティブリスト化に向けた制度の検討を進める。

また、近年、利用が拡大し、食品用途にも応用されつつあるナノマテリアル(※)について、溶出試験の実施等により具体的なデータの蓄積を行い、リスク管理手法の検討を進める。

※ナノマテリアル：大きさが100ナノメートル以下の小さな物質(ナノとは1ミリの100万分の1)。

③ 食品汚染物質に係る安全確保対策の推進

51百万円(51百万円)

重金属、かび毒等の汚染物質について、食品中の含有濃度調査やその食品からの汚染物質の摂取量推定を行い、基準の設定や見直し等の検討を進める。

また、あわせて、試験法の開発も推進する。

④ 健康食品の安全確保対策の推進

25百万円(25百万円)

いわゆる健康食品による健康被害を未然に防ぐため、市場に流通している健康食

品の安全性を確認するための試験検査を実施するとともに、健康被害事例の的確な把握及び迅速かつ適切な対応を図る。

(2) 国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進 93億円(92億円)

① 輸入食品の安全確保対策や感染症の水際対策の推進(検疫所) 91億円(90億円)

消費者の需要動向の変化により、食品の少量多品種化が進むなど、引き続き輸入食品の届出件数が増加する中で、食品群ごとの輸入量、違反率等に基づき必要な検査を適切に実施できるよう、検査レベルを維持しつつ、民間の検査機関も活用し、モニタリング検査を行う。

また、訪日外国人旅行者が増加傾向にある中、国内への感染症の侵入を防止するため、入国者に対する健康状態の確認や検査を行う体制を確保する。

② 食中毒その他国内の監視指導対策の徹底 1.7億円(1.8億円)

近年の大規模化する食中毒事件等、食の安全を脅かす事件の発生防止のため、食中毒菌による汚染実態調査を行うなど自治体の監視指導対策を技術的に支援する。

また、大規模かつ広域的な食中毒及び異物混入等事件発生時には、自治体による初動調査が迅速かつ的確に行われるよう担当官を現地に派遣するなど、事件の早期収束に努める。

③ 輸出促進をも視野に入れた事業者の衛生管理対策の推進【一部新規】(一部推進枠)

50百万円(27百万円)

国内食品関係事業者の衛生水準のより一層の向上を図り、さらに輸出先国が求める衛生管理基準に対応することで食品の輸出促進につなげるため、HACCP(※)の普及を進める。

※HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) : 微生物による汚染、金属の混入等の危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。

(3) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等 13億円(11億円)

① 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

9百万円(9百万円)

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

② 食品の安全の確保に資する研究の推進(一部推進枠) 8.5億円(7.1億円)

食中毒の予防や食品中の化学物質の基準設定等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。

③カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施

4.3億円(4.3億円)

カネミ油症患者に対する総合的な支援策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性から、カネミ油症患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金の支給等を行う。

6 強靱・安全・持続可能な水道の構築【一部新規】(一部推進枠)

659億円(151億円)

将来にわたり持続可能かつ強靱な水道を構築するため、平成36年度末までに計画等を策定し、着工した事業を対象とする「水道事業広域化等推進費補助(仮称)」を創設する。これにより、水道事業の広域化を推進することで、運営基盤の強化を図るとともに、災害時でも安全で良質な水道水を供給できるよう、水道施設の耐震化対策等を推進する。

7 生活衛生関係営業の活性化や振興など

32億円(29億円)

中小零細の生活衛生関係営業者の営業の振興や発展を図るため、その組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化を図るとともに、本格的な高齢社会に向けて、生活衛生関係営業者による各事業者の特性を活かした生活支援等に係るサービスの実施を促進する。

8 B型肝炎訴訟の給付金などの支給

572億円(572億円)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、B型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々への給付金などの支給に万全を期すため、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に給付金などの支給に必要な費用の積み増しを行う。

9 原爆被爆者の援護【一部新規】 1,404億円(1,449億円)

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き実施する。

また、原爆投下から70年という節目の年を迎えるに当たり、被爆者の生活、健康等の現状を把握するための実態調査を実施するとともに、被爆体験を風化させないため、広島・長崎の平和祈念・啓発事業を支援する。

10 ハンセン病対策の推進 361億円(365億円)

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律等に基づき、ハンセン病療養所の入所者に必要な療養の確保、退所者等への社会生活支援策、偏見・差別の解消のための普及啓発等の施策を着実に実施する。

11 危険ドラッグなどの薬物乱用・依存症対策の推進 13億円(1.6億円)

(1) 危険ドラッグ対策の強化(推進枠) 11億円(1.2億円)

社会問題化している危険ドラッグの販売を実態的に抑えこんでいくため、薬事法に基づく検査命令や販売停止命令を積極的に実施することとし、それに対応するため、現在の10倍の検査に対応できるよう国立医薬品食品衛生研究所の分析体制を強化するとともに、民間検査機関への分析業務の委託などを進める。また、麻薬取締部においては、危険ドラッグ販売店舗の多い地区では専任チームを倍増し、その他の地区では専任の体制を設けるなどの体制強化を図る。

(2) 薬物などの依存症対策の推進【一部新規】(一部推進枠)

1.5億円(39百万円)

依存症治療を専門的に行っている医療機関を「依存症治療拠点機関」に指定し、依存症者やその家族への医療支援の充実を図るとともに、機関で得られた知見を評価・検討し、支援体制モデルの確立を行う。

また、依存症者やその家族に対し、精神保健福祉センターが実施する認知行動療法(※)を用いた治療・回復プログラムについて、必要な経費を助成することにより、

認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの普及を図る。

さらに、依存症回復施設職員や依存症家族に対して、薬物・アルコールそれぞれの特性を踏まえた研修を実施するとともに、精神保健福祉センターで支援に携わる者に対して、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムに関する研修を実施する。

※認知行動療法：ものの受け取り方や考え方に働きかけて気持ちを楽にする精神療法。

12 医薬品等インターネット販売監視体制の整備(推進枠)

1. 3億円(32百万円)

平成 26 年 6 月に施行された薬事法の一部改正により、全ての一般用医薬品がインターネット上で販売できるようになったことを踏まえ、偽造医薬品、危険ドラッグなどを含む違法な広告・販売を行うサイトへの監視を強化する。

13 家庭用品等の安全対策(推進枠)

96百万円(45百万円)

家庭用品、建材等から室内に放散する化学物質の健康影響（シックハウス等）に係る指針値を策定するほか、吸入事故等の報告が多い家庭用品の安全性評価等（試買調査、毒性試験等）を実施し、事業者に対し必要な指導監督を行うなど、消費者への健康被害の未然防止を図る。

第5 安心して将来に希望を持って働くことのできる 環境整備

就労形態にかかわらず公正に処遇され、安心して将来に希望を持って働くことができるようにワーク・ライフ・バランスの推進などの働き方改革の実現、人材不足分野や地域における人材確保、労働者が安全で健康に働くことができる労働環境の整備などを推進する。

1 働き方改革の実現

85億円(61億円)

(1)「朝型」の働き方など過重労働解消に向けた取組の推進【一部新規】

13億円(7.7億円)

「朝型」の働き方の推進など長時間労働抑制や年次有給休暇取得促進策を進める。
また、過労死等に関する調査研究、啓発、相談体制の整備、民間団体の活動に対する支援など、過労死等防止対策の一層の推進を図る。

(2)労働時間法制の見直し【一部新規】

21百万円(14百万円)

労働時間法制について、働き過ぎ防止のための取組強化や、時間ではなく成果で評価される制度への改革等を、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で所要の法的措置を講ずる。

(3)ワーク・ライフ・バランスの推進【一部新規】(一部再掲・63ページ参照)

26億円(18億円)

企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の普及に加え、労使の取組に対する支援を拡充する。

また、良質なテレワークの普及に向け、モデル実証事業の実施、企業支援の拡充を図るとともに事業主団体への支援に取り組む。

さらに、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知や、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催等の支援事業を実施する。

(4)「多様な正社員」の普及・拡大(再掲・33ページ参照)

6.1億円(6.6億円)

(5)持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備等【一部新規】(一部推進枠)

43億円(33億円)

全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援の充実を

図る。

あわせて、最低賃金について幅広い周知啓発を図るとともに、的確な監督指導を行うことにより、最低賃金の遵守の徹底を図る。

- (6) 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(案)の円滑な施行【新規】(再掲・34ページ参照) 2億円

2 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出

718億円(208億円)

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けて、産業政策等と一体となった地域の自発的な雇用創造への取組を支援する。

- (1) 「地域しごと創生プラン(仮称)」の推進【一部新規】(一部推進枠)(一部再掲・35ページ参照) 366億円(2.2億円)

地域ごとに異なる課題の解決や資源の活用などを通じて、良質かつ安定的な雇用機会の創出等が可能となるよう、地方自治体の産業政策・地域振興策等と連携しつつ、地域の自発的な「しごと創生」の取組を総合的に支援する。

また、意欲のある自治体の取組と連携し、大都市圏から各地方へ、地域経済を支える人材の確保のために、地域への人材還流を促す総合的な取組を行う。

さらに、地域の人材ニーズを踏まえ、国と県の一体的計画に基づき、公的職業訓練の枠組みでは対応できない新たな人材育成プログラムの開発・実施に係る支援を行うとともに、産学官による地域コンソーシアム(協働作業体)を構築し、就職可能性をより高める民間訓練カリキュラムを開発する事業の拡充等を行う。

- (2) 人材不足分野における人材確保・育成対策の推進 353億円(206億円)

- ① 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進 116億円(77億円)

人材不足が懸念される分野ごとの特性を踏まえ、各種の雇用管理制度の有効性やノウハウ等の把握、事業主に対する雇用管理制度の導入支援等を行う雇用管理改善促進事業を実施し、人材不足分野における「魅力ある職場づくり」を推進する。

また、雇用管理改善につながる制度を導入し適切に実施する事業主を支援する中小企業労働環境向上助成金・建設労働者確保育成助成金について、中小企業以外への適用拡大や助成対象メニューを拡充するなど、雇用管理改善の取組による職場定着の促進を通じて人材不足の解消を図る。

②潜在有資格者の掘り起こし・マッチング対策の強化 **17億円(15億円)**

福祉分野（介護・医療・保育職種）の人材確保に向け、関係機関との連携を強化し、求人充足に向けた支援を推進する。

また、建設分野において、ハローワークにおける未充足求人へのフォローアップの徹底等を内容とする「建設人材確保プロジェクト」を推進する。

③ものづくり分野における人材確保・育成支援対策の推進【一部新規】(再掲・32ページ参照) **142億円(70億円)**

製造業等において、技能継承及び中核人材の確保・養成を緊急に進めるため、フリーター等も含め若者へのものづくりマイスター等による魅力発信を強化する等の取組を総合的に進める「ものづくり人材確保・育成集中プロジェクト」を実施する。

④人手不足分野における公共職業訓練等の拡充【一部新規】(一部再掲・30ページ参照) **78億円(43億円)**

建設、保育、介護等の人手不足分野での再就職支援を強化するため、離職者を対象とした公共職業訓練を拡充する。あわせて、建設業等における認定職業訓練制度の拡充や業界団体等と連携した人材育成事業を推進する。

3 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

114億円(106億円)

(1)労働安全衛生対策の推進 **94億円(88億円)**

①改正労働安全衛生法の円滑な施行【一部新規】(一部再掲・63ページ参照)

47億円(40億円)

ストレスチェック制度の創設に向けて、周知や研修を実施するとともに、相談体制の充実・強化を図るなど、職場におけるメンタルヘルス対策を推進するための「こころの元気応援プラン（仮称）」を実行する。

また、職場における受動喫煙防止対策の推進や外国に立地する検査検定機関の登録制度の厳格な運用のための対応など、改正労働安全衛生法の円滑な施行に向けた取組を進める。

さらに、化学物質のリスクアセスメントについても、その義務化に向け、中小企業が実施しやすい環境整備のため、支援措置の充実強化を図る。

②第12次労働災害防止計画を踏まえた施策の推進 **48億円(48億円)**

建設業、社会福祉施設を始めとして各業種の特性に応じた労働災害の防止対策を

実施するとともに、化学物質のリスク評価などにより、職場における化学物質管理対策を推進する。

(2)職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備【一部新規】

1.5億円(1.4億円)

パワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運を醸成するための周知・広報を引き続き実施するとともに、広報媒体・広報対象者の範囲の拡大や広報内容の充実を図る。

労使によるパワーハラスメント対策をさらに推進するため、労使の取組の着手・定着化に向けた効果的な支援の充実を図る。

(3)労働保険未手続事業一掃対策の推進と労働保険料の収納率の向上

17億円(16億円)

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業の発生防止を含む一掃対策を推進するとともに、口座振替制度の利用促進等により、労働保険料の収納率の向上を図る。

(4)長期療養が必要な労働者の復職等支援【一部新規】(一部再掲・65ページ参照)

67百万円(12百万円)

長期にわたって治療等が必要な疾病を抱えた労働者の復職支援を行い、治療を行いながら就労を継続するためのモデル事業を実施する。

※労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付などとして8,821億円(8,862億円)を計上。

第6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

国民の信頼に応える生活保護制度の構築や生活困窮者に対する自立・就労支援の推進、自殺・うつ病対策などにより、自立した生活の実現と暮らしの安心を確保する。

1 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等の推進

2兆9,777億円(2兆8,903億円)

(1) 国民の信頼に応える生活保護制度の構築及び生活困窮者自立支援制度の円滑な施行

2兆9,705億円(2兆8,828億円)

①生活保護にかかる国庫負担

2兆9,629億円(2兆8,823億円)

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

また、平成25年12月に成立した生活保護法改正法に基づき、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を進めていく。

なお、住宅扶助や冬季加算等の各種扶助・加算措置の検証・見直しについて、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、予算編成過程で検討する。

②生活困窮者等に対する自立支援策【新規】

「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援等を行う。

なお、生活困窮者自立支援法関連事業の実施に要する経費については、モデル事業の結果等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

③地域における就労支援体制の充実【新規】（推進枠）

28億円

生活保護を受給する高齢者世帯が増加している状況を踏まえ、高齢者に至る前の40歳代、50歳代の生活保護受給者等に対する就労支援の強化を図るため、福祉事務所等に「就労支援体制整備推進員（仮称）」を配置し、地域における就労支援の連携体制の構築や就労の場の開拓等を行う。

④子どもを有する生活保護受給世帯等への支援の充実【新規】（推進枠）

8億円

「貧困の連鎖」の防止を図るため、福祉事務所に「子ども健全育成支援員（仮称）」を配置し、子どもを有する生活保護受給世帯等の抱える課題に即した個別支援を継

続的に行う。

⑤医療扶助の適正実施の更なる推進【一部新規】(推進枠) 39億円(4.3億円)

生活保護(医療扶助)の適正化対策を更に推進するため、福祉事務所への医療扶助相談・指導員の配置を進め、後発医薬品の使用促進、健診の受診勧奨や日常生活指導等の健康管理支援を行う。

⑥新たな生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施 94百万円(67百万円)

新制度の導入に伴い、生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成等の体制整備を行う。

(2)生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進など(再掲・36ページ参照) 72億円(75億円)

2 「社会的包容力」の構築

(1)ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業の推進

セーフティネット支援対策等事業費補助金218億円の内数(同補助金150億円の内数)
ひきこもり対策を推進するため、ひきこもりの人やその家族に対するきめ細やかで継続的な相談支援や早期の把握が可能となるよう、「ひきこもりサポーター」を養成し、市町村でひきこもりサポーター派遣事業を実施する。

(2)寄り添い型相談支援事業の実施

セーフティネット支援対策等事業費補助金218億円の内数(同補助金150億円の内数)
生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を受けられるようにするため、問題を抱える人からの電話相談を受けるとともに、必要に応じて支援機関の紹介や同行支援などの寄り添い支援を行う。

(東日本大震災被災3県では被災者支援として別途実施)

3 地域福祉のまちづくりの推進など

150億円

(1)人口減少に応じた地域福祉のまちづくりの活性化

141億円

人口減少・地域基盤の脆弱化に対応し、年齢・性別にかかわらず、意欲・個性や能力に応じて様々な形で活躍できる地域の構築を目的として、高齢者・障害者・子ども

等が共生し、住民参加、生涯現役によるまちづくりを進める。

①中山間地域など人口減少地域での「多世代・多機能型福祉」の拠点整備(ハード)【新規】
(推進枠) 73億円

ア 社会的居場所づくり(拠点整備) 18億円

子どもから高齢者までが、年齢や障害の有無にかかわらず、1箇所に集い交流できる居場所づくりを推進する。

イ 複合型共生施設の整備の全国展開 55億円

高齢者・障害者・子どもが共に利用でき、身近な場所で必要な福祉サービス等が提供される施設の全国展開を図る。

※このほか、福祉医療機構融資の活用についても検討。

②地域再生に資する共助の基盤づくり事業(ソフト)【新規】(推進枠) 40億円

地域インフォーマル活動の活性化、新たな地域サービスの創出など、既存制度を下支えする共助の基盤づくりを推進する。

③地域における就労支援体制の充実(ソフト)【新規】(推進枠)(再掲・67ページ参照)

28億円

(2)社会福祉法人経営の健全性・透明性の確保【新規】(推進枠) 8.4億円

社会福祉法人の経営の健全性・透明性の確保を推進するため、会計の専門家等による経営診断の受診促進及び財務諸表等の公表に向けた環境整備の支援を行う。

4 自殺・うつ病対策の推進

39億円(36億円)

(地域生活支援事業計上分を除く)

(1)地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援【一部新規】

4.3億円(3億円)

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化等により、うつ病対策、依存症対策等の取組を推進するとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師等との連携の強化による自殺対策の向上を図る。

また、自殺未遂者等へのケアに当たる人材を育成するための研修を行うとともに、

全国的または先進的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

さらに、医療機関において、自殺未遂者が当該医療機関に搬送された際に再度自殺を図ることを防止するため、臨床心理技術者等によるケースマネジメントを行う。

(2) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成(一部再掲・65ページ参照)

32億円及び地域生活支援事業(500億円)の内数

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカー等の地域で活動する人に対するうつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修を行うこと等により、地域の各種相談体制と精神保健医療体制の連携強化を図る。(地域生活支援事業(500億円)の内数)

また、メンタルヘルス不調者の発生防止のため、職場でのストレス等の要因に対し、適切な対応が実施されるよう事業者等への支援を行うとともに、ストレスチェック制度創設に向けて周知や研修を実施するなど、職場におけるメンタルヘルス対策を推進するための「こころの元気応援プラン(仮称)」を実行する。

(3) 認知行動療法の普及の推進(後掲・76ページ参照) 99百万円(99百万円)

(4) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)体制の整備(後掲・76ページ参照) 地域生活支援事業(500億円)の内数

(5) 災害時心のケア支援体制の整備(後掲・76ページ参照)

46百万円及び地域生活支援事業(500億円)の内数

5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など

315億円(326億円)

(1) 戦後70周年関連の取組【新規】

10億円

戦後70周年を迎えることを踏まえ、国として弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を支給する。

また、戦没者遺児による慰霊友好親善事業における洋上慰霊の実施や、全国戦没者追悼式への国費参列者の増員など、戦没者の追悼、次世代への労苦継承等の取組強化を図る。

※特別弔慰金の支給事務費として、4.8億円計上。

(2) 戦没者遺骨収集帰還の促進

15億円(15億円)

先の大戦における全ての地域で可能な限り速やかに遺骨を収容できるよう、遺骨収集帰還事業の集中的な取組を進めることとしているが、平成 27 年度の取扱いについては、予算編成過程で検討する。

(3) 中国残留邦人等の援護など

113億円(113億円)

平成 26 年 10 月に開始する配偶者支援金の支給を含め、中国残留邦人等への支援策を着実に実施するほか、先の大戦に関する歴史的資料でもある戦没者等の援護関係資料について、後世への伝承や広く国民や研究者等が利用できるよう、国立公文書館へ移管するための取組を行う。

第7 安心できる年金制度の確立

公的年金制度は国民の老後の安定した生活を支えるセーフティネットであり、持続可能で安心できる年金制度を確実に運営する。

また、正確な年金記録の管理のための取組、適用・収納対策の取組強化を進める。

1 持続可能で安心できる年金制度の運営

10兆9,532億円(10兆7,075億円)

平成24年8月に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」により恒久化された基礎年金国庫負担割合2分の1を確保する。

また、遺族基礎年金の支給対象範囲の拡大（母子家庭等に加え、父子家庭も支給対象）に必要な経費を引き続き措置する。

2 正確な年金記録の管理と年金記録の訂正手続の創設

55億円(150億円)

(1) 正確な年金記録の管理のための取組

24億円(146億円)

未統合記録5,095万件のうち、なお残る未解明の記録約2,100万件について、解明に向けた取組等を実施する。

また、年金記録の確認等ができる「ねんきんネット」について、「年金の日」をはじめとする様々な機会をとらえて、利用者の拡大を図るための周知等を行う。

(2) 年金記録の訂正手続の実施に係る経費

31億円(3.8億円)

平成26年6月に成立した「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」により創設される年金記録の訂正手続の実施に必要な取組を行う。

3 適用・収納対策の取組の推進

277億円(239億円)

公的年金制度の安定的な運営と負担の公平を確保するため、厚生年金保険の適用調査対象事業所の適用促進対策や、国民年金の保険料収納対策を推進する。

(1) 厚生年金保険の適用調査対象事業所の適用促進対策

108億円(100億円)

法人登記簿情報の活用等により把握した適用調査対象事業所に対する加入指導等に集中的に取り組む。

特に、国税庁からの情報提供により稼働実態が確認された適用調査対象事業所については、優先的に、職員による加入指導や立入検査などの取組を進める。

(2) 国民年金の保険料収納対策の推進

169億円(139億円)

① 納めやすい環境の整備

保険料の口座振替やクレジットカードによる納付を推進するため、インターネットや携帯電話を活用してこれらの保険料納付方法を選択できる仕組みの構築を進める。

② 納付督促の強化

市場化テスト受託事業者が行う納付督促について、滞納者の特性に合わせて適切かつ効果的に実施するため、戸別訪問の強化を図る。

③ 高所得者への強制徴収の徹底

平成27年度においては、控除後所得400万円以上かつ未納月数7月以上の全ての滞納者に督促を実施する。

4 日本年金機構による公的年金業務の着実な実施(一部再掲2・3)

2,956億円(2,826億円)

日本年金機構において、年金制度の安定的な運営と負担の公平を確保するため、厚生年金保険の適用調査対象事業所の適用促進対策や国民年金の保険料収納対策を推進するとともに、引き続き、年金記録の管理、適用、徴収、給付、相談等の各業務を正確、確実かつ迅速に行う。

※過去の年金国庫負担繰り延べの返済については、予算編成過程で検討する。

第8 障害者支援の総合的な推進

障害児・障害者の社会参加の機会の確保と地域社会における共生を支援するため、障害福祉サービスの充実、地域生活支援の着実な実施や就労支援、精神障害者や発達障害者などへの支援施策を推進する。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進 1兆6,042億円(1兆4,715億円)

(1) 良質な障害福祉サービスの確保 9,919億円(9,072億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスを総合的に確保する。

また、全ての利用者を対象としたサービス等利用計画の作成及び地域生活への移行が着実に進むよう、相談支援に必要な経費を確保する。

なお、障害福祉従事者の処遇改善を含め、障害福祉サービス報酬改定等については、予算編成過程で検討する。

(2) 障害児の発達を支援するための療育などの確保 1,040億円(897億円)

障害のある児童が、できるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育などの支援を受けられるよう、それに係る必要な経費を確保する。

(3) 地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】(一部推進枠)

500億円(462億円)

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等での事業を着実に実施するとともに、災害時における支援拠点の強化や文化芸術活動の推進等を図る。

(4) 障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備(一部推進枠)

116億円(30億円)

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等を行う日中活動系事業所やグループホーム等の整備促進を図るとともに、障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備やきめ細やかな支援を行うための小規模な形態による体制の整備を推進する。

さらに、国土強靱化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用す

る施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラー整備を推進する。

(5) 障害者の地域生活支援のための拠点等整備【新規】(推進枠) 4.7億円

障害者の高齢化・重度化等の対応や「親亡き後」を見据え、障害者が地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくため、先駆的・先進的に取り組もうとする市町村等に対してサービス提供体制の拠点整備を図るためのモデル事業を実施する。

(6) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,360億円(2,217億円)

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療（精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療）を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(7) 重度訪問介護などの利用促進に係る市町村支援 22億円(22億円)

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いこと等により国庫負担基準を超えて訪問系サービスの費用を支給している市町村に対する補助事業について、補助対象等を平成27年度障害福祉サービス等報酬改定とあわせて検討し、重点的な財政支援を行う。

(8) 障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】(一部推進枠)

2.5億円(1.5億円)

障害者自立支援機器等開発促進事業を拡充し、脳科学の成果を応用した障害者自立支援機器や、障害者レクリエーション用機器の開発を促進する。

(9) 文化芸術活動の支援の推進

1.3億円(1.3億円)

文化芸術活動に取り組む障害者への支援として、出展機会や著作権等の権利保護等に関する相談支援などを行うモデル事業等を実施する。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

234億円(233億円)

(地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 高齢・長期入院の精神障害者などの地域移行・地域定着支援の推進【一部新規】(一部推進枠) 5.3億円及び地域生活支援事業(500億円)の内数

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、都道府県・市町村において、精神障害者の地域移行支援に係る体制整備のための広域調整及び関係機関

との連携等を図る。(地域生活支援事業(500億円)の内数)

さらに、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」取りまとめで提示された精神障害者の地域移行方策及び病院の構造改革に係る取組を総合的に実施し、その効果について検証するとともに、入院患者の約半数を占める高齢入院患者に対して、退院に向けた包括的な地域支援プログラムによる治療や支援等を行い、精神障害者の退院促進や地域定着を支援する。

また、難治性患者に対して専門的な治療を実施するために、医療機関間のネットワークの構築等による支援体制のモデル事業を行う。

(2)精神障害者の意思決定や意思表示等に関する支援の推進【新規】

71百万円

精神保健福祉法の見直しの規定に基づき、退院等に関する精神障害者の意思決定や意思表示についての支援の在り方について検討を行うため、モデル事業を実施する。

(3)精神科救急医療体制の整備(一部推進枠)

18億円(19億円)

精神疾患のある救急患者や精神疾患と身体疾患を合併している救急患者が地域で適切に救急医療を受けられるよう体制を整備するとともに、その評価・推進を行い、精神科救急医療体制の機能の強化を図る。

(4)地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)体制の整備

地域生活支援事業(500億円)の内数

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、保健所等において、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるための支援や関係機関との調整を行うなど、アウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)を円滑に実施するための支援体制を確保する。

(5)認知行動療法の普及の推進

99百万円(99百万円)

うつ病の治療で有効な認知行動療法(※)の普及を図るため、医療機関の従事者等の養成を行う。

※認知行動療法：ものの受け取り方や考え方に働きかけて気持ちを楽にする精神療法。

(6)摂食障害治療体制の整備

19百万円(19百万円)

「摂食障害治療支援センター」を設置し、急性期の摂食障害患者への適切な対応や医療機関等との連携を図るなど摂食障害治療の体制整備を支援する。

(7)災害時心のケア支援体制の整備

46百万円及び地域生活支援事業(500億円)の内数

心的外傷後ストレス障害(PTSD)対策を中心とした事故・災害等の被害者への心の

ケアの対策を推進するため、各都道府県で災害派遣精神医療チーム（DPAT）の定期的な連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や事故・災害等発生時の緊急対応体制の強化を図る。（地域生活支援事業（500億円）の内数）

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、「災害時こころの情報支援センター」において、DPAT 派遣に係る連絡調整業務や、心のケア活動への技術的指導を行い、東日本大震災被災者への継続的な対応や、今後の災害発生に備えた都道府県等の体制整備を支援する。

(8) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保など 205億円(209億円)

心神喪失者等医療観察法を円滑に運用し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰の促進を図るため、指定入院医療機関の確保や通院医療を含む継続的な医療提供体制を整備する。

また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等により、医療の質の向上を図る。

(9) てんかんの地域診療連携体制の整備【新規】 16百万円

てんかんの治療を専門的に行っている医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定し、関係機関との連携・調整等を実施することで、てんかんについてのより専門的な知見を集積するとともに支援体制モデルの確立を目指す。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 2億円(2.1億円)

(地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 発達障害児・発達障害者の地域支援機能の強化

地域生活支援事業(500億円)の内数

発達障害の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備や、困難ケースへの対応、適切な医療の提供に資するため、地域の中核である発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携の機能の強化を図る。

また、都道府県等において、ペアレント・メンター（※1）の養成や健診等でのアセスメントツール（※2）の導入を促進する研修会等を実施する。

加えて、家族の対応力向上を支援するペアレント・トレーニング（※3）及び当事者の適応力向上を支援するソーシャル・スキル・トレーニング（SST）（※4）の全国的な普及を図る。

※1 ペアレント・メンター：発達障害児・発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対し

て相談や助言を行う人のこと。

※2 アセスメントツール:発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。

※3 ペアレント・トレーニング:親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。

※4 ソーシャル・スキル・トレーニング (SST):子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。

(2)発達障害児・発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成など

1.9億円(2億円)

①支援手法の開発、人材の育成

発達障害児・発達障害者等を支援するための支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するためのモデル事業を実施する。

また、国立障害者リハビリテーションセンター等で、発達障害者の就労支援に関する支援手法の開発に取り組むとともに、発達障害児・発達障害者支援の地域マネジメントに携わる者や強度行動障害者支援に携わる者に対する研修を行い、人材の専門性の向上に取り組む。

②発達障害に関する理解の促進

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日実施)など、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

(3)発達障害の早期支援

地域生活支援事業(500億円)の内数

市町村で、発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

4 障害者への就労支援の推進

162億円(138億円)

(地域生活支援事業計上分を除く)

(1)障害者などの就労推進(再掲・34ページ参照)

144億円(127億円)

①障害特性に応じた就労支援の推進等

71億円(62億円)

②地域就労支援力の強化による職場定着の推進

79億円(68億円)

③中小企業に重点を置いた支援策の実施

19億円(13億円)

(2)就労支援事業所等で働く障害者への支援【一部新規】(一部推進枠)

19億円及び地域生活支援事業(500億円)の内数

①工賃向上のための取組の推進

一般就労が困難な障害者の地域での自立した生活を支援する観点から、経営改善や商品開発、市場開拓等に対する支援を行うことにより、就労継続支援B型事業所などの利用者の工賃向上を図るとともに、障害者就労施設等が提供する製品等の需要促進と普及啓発を行う。

②障害者就業・生活支援センターによる働く障害者への生活面の支援などの推進

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。

また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化による一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。

第9 施策横断的な課題への対応

1 国際問題への対応

130億円(120億円)

(1) 国際機関を通じた国際協力の推進 14億円(12億円)

①世界保健機関(WHO)などを通じた国際協力の推進【一部新規】(一部推進枠)(一部再掲・46ページ参照) 9.6億円(8.1億円)

WHO など国際機関への拠出を通じて、日本の知見に期待が寄せられる高齢化対策や、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(※)の達成に向けた取組、保健医療政策人材育成に関する支援、アジア・アフリカ地域での感染症対策などの国際協力事業を推進する。

※ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：全ての人々が質の担保された保健医療サービスを受け、サービス使用者に経済的困難を伴わない状態を指す概念。

②国際労働機関(ILO)を通じた国際協力の推進【一部新規】(一部推進枠)

4.4億円(3.7億円)

ILO への拠出を通じて、その専門性を活かした事業を実施し、「社会的保護の土台」(※)構築のためのアジア・太平洋地域の域内協力を推進する。

また、アジア地域の社会保険制度の整備と適切な施行のための支援を行い、近年日本企業の進出が大幅に増えている事業対象国の安定等につなげる。

※社会的保護の土台：国内の状況・発展段階に応じた最低限の社会保障を指す。国連、G20、ILOなどで議論が深められてきている。

(2) 高齢化対策に関する国際貢献の推進【一部新規】(一部再掲・50ページ参照) 41百万円(29百万円)

アクティブ・エイジング(※)の推進に向け、日本の知見・経験を踏まえつつ、アジア諸国との政策対話を行う。また、高齢化対策に関して、関係国において政策協議及び具体的事例の共有の場を設け、三角協力(※)の可能性を含む具体的な国際協力の促進を図る。

※アクティブ・エイジング：人が年齢を重ねるにつれて、健康、社会参加、社会保障を最大限生かして、生活の質を高めていく取組のこと(2002年WHO「Active Ageing: A Policy Framework」より)。

※三角協力：先進国と途上国が連携して、他の途上国の開発を支援すること。

(3) 外国人労働者の労働条件の確保【一部新規】 1. 1億円(77百万円)

技能実習生を含む外国人労働者からの相談に的確に対応するため、外国人労働者労働条件相談員を配置するとともに、外国人労働者向け相談ダイヤルを整備し、外国人労働者の労働条件の確保を図る。

(4) 国際発信力の強化 20百万円(20百万円)

東京電力福島第一原子力発電所の作業従事者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報の英訳版の公表等、厚生労働省ホームページ等を通じ、海外に向けて情報発信を行う。

(5) 経済連携協定などの円滑な実施 3. 9億円(3. 9億円)

経済連携協定などに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者について、インドネシア及びフィリピンに加え、平成26年度よりベトナムからの受入れを開始したことに伴い、その円滑かつ適正な受入れ及び受入れの拡大のため、看護・介護導入研修を行うとともに、受入れ施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の学習支援等を行う。

2 科学技術の振興

1, 245億円(1, 637億円)

「第4期科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定)、「健康・医療戦略」(平成26年7月22日閣議決定)や「「日本再興戦略」改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)等に基づき、医療関連分野におけるイノベーションに重点化して科学技術研究等を推進する。

※「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法」の改正に伴う減。

3 社会保障に係る国民の理解の推進、国民の利便性向上等の取組

477億円(408億円)

(1) 社会保障教育の推進 10百万円(9百万円)

近年、社会保障に関する国民の理解と協力を得ることがますます重要になっていることから、社会保障教育の教材を活用した授業が推進されるよう、教員向け講習の実施など、文部科学省と連携して教育現場等への周知・普及活動を実施する。

(2) 社会保障分野での情報化・情報連携の推進 **3億円(3億円)**

社会保障分野での情報化・情報連携を一層推進する観点から、情報連携に求められる技術的要件の明確化及び技術検証等、医療情報の標準化の推進や制度面の検討を行う。

(3) 社会保障・税番号制度導入のための取組 **474億円(405億円)**

社会保障・税番号制度を導入するため、地方公共団体及び医療保険者等で必要となる社会保障分野のシステム改修等に要する費用に対して補助等を行う。